

議案参考資料（その2）

- 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」の改正概要（第37号議案関係）……………（ 1 ）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第37号議案関係）……………（ 2 ）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第37号議案関係）……………（ 3 ）
- 動産の納入期限の変更について（第38号議案関係）……………（ 4 ）

「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」
の改正概要（第37号議案関係）

給与改定内容

1 期末手当の支給月数の改定

			6月期	12月期	合計
一般職	R3	期末	1.275月	1.275月	4.45月
		勤勉	0.95月	0.95月	
	R4以降	期末	1.20月	1.20月	4.30月
		勤勉	0.95月	0.95月	
再任用	R3	期末	0.725月	0.725月	2.35月
		勤勉	0.45月	0.45月	
	R4以降	期末	0.675月	0.675月	2.25月
		勤勉	0.45月	0.45月	
特別職	R3	期末	1.675月	1.675月	3.35月
	R4以降	期末	1.625月	1.625月	3.25月

2 令和4年6月に支給する期末手当の減額調整

令和3年12月の期末手当における職員区分	減額調整の額
一般職	令和3年12月期末手当の額×127.5分の15
再任用	令和3年12月期末手当の額×72.5分の10
特別職	令和3年12月期末手当の額×167.5分の10

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(市長等の給与)</p> <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

動産の納入期限の変更について（第38号議案関係）

- 1 買 入 れ る 動 産 消防ポンプ自動車
- 2 買 入 れ の 方 法 指名競争入札
- 3 買 入 れ 金 額 21,043,000円
- 4 買 入 れ の 相 手 方 大村市平町1933番地
 株式会社ナカムラ消防化学
 代表取締役 中村 康祐
- 5 納 入 期 限 変更前 令和4年3月25日
 変更後 令和4年5月31日
- 6 変 更 理 由 部品の納期遅延により、期限内での納入が困難となったため。